

市立大津市民病院本館棟外壁タイル打診調査業務仕様書

1. 件名

市立大津市民病院本館棟外壁タイル調査業務 一式

2. 概要・目的

本業務は市立大津市民病院本館棟の外壁タイル面全体の打診調査を実施する。本業務の実施にあたり外壁タイル打診調査について豊富な専門知識を有した者が正確に実施すること。

また、外壁タイル打診調査の結果に基づき、次年度以降に外壁タイル補修工事を実施することを目的としている。

3. 業務期間

平成31年2月1日から平成31年3月31日

4. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院（別紙 1-1,1-2,1-3 のとおり）

5. 病院の概要

【開設者】地方独立行政法人市立大津市民病院

【開設日】平成 29 年 4 月 1 日(昭和 12 年 4 月 1 日)

【理事長兼院長】片岡 慶正

【所在地】大津市本宮二丁目 9 番 9 号 〒520-0804

【許可病床数】439 床(平成 30 年 11 月 1 日から)

(一般病床)431 床(緩和 20、難病 20、救急 26、ICU8 ほか)

(感染症病床)8 床(1 種 2、2 種 6)

【診療科目】内科、消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、呼吸器外科、脳神経内科、循環器内科、心療内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、放射線科、麻酔科、形成外科、病理診断科、乳腺外科、救急科、緩和ケア内科

【看護配置基準】一般病棟 7 対 1(平成 19 年 8 月から)

【施設の概要】敷地面積 34,107 m²

(建物延床面積)

本館棟 31,579 m² 地下 1 階、地上 9 階、屋上ヘリポート(免震構造)

別館棟 9,653 m² 地下 1 階、地上 5 階

管理棟 1,009 m² 地上 3 階

付属棟 978 m² 地上 3 階

立体駐車場 第 1 駐車場(収容台数:211 台)、第 2 駐車場(収容台数:307 台)

【診療実績】

| 項目 | | | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-----------|---------|---|---------|---------|---------|
| 入院 | 延入院患者数 | 人 | 147,313 | 132,011 | 132,305 |
| | 一日平均患者数 | 人 | 404 | 362 | 362 |
| 外来 | 延外来患者数 | 人 | 229,557 | 229,673 | 220,439 |
| | 一日平均患者数 | 人 | 940 | 941 | 903 |
| 平均在院日数 | | 日 | 13.2 | 11.9 | 12.3 |
| 病床利用率 | | % | 78.2 | 76.1 | 78.2 |
| 人間ドック受診者数 | | 人 | 2,777 | 3,086 | 3,215 |

6. 調査の内容

(1) 予備調査業務

<予備調査>

- ① 竣工図面の確認・コピー
- ② 修繕工事履歴・日常点検記録確認等

(2) 現地調査

<外壁タイル関係現地調査確認>

①外壁タイルの調査レベル

- ア) 調査部位 … 外壁(タイル面)、付属建物壁面、その他
- イ) 調査内容 … タイルの欠損、ひび割れ、浮き、白華現象等の状況、不具合の有無を調査し現状を確認した上で、タイルの欠損、ひび割れ、浮き等を図面及び数量リストで作成する。
- ウ) 調査方法 … 外壁タイル面の全面打診、目視、触診による。
- エ) 調査程度 … タイルひび割れ(0.2 mm以上)の有無及び数量の確認
タイルひび割れ(0.2 mm未満)の有無及び数量の確認
タイル浮き(陶片浮き)の有無及び数量の確認
タイル浮き(下地モルタル浮き)の有無及び数量の確認
タイル欠損の有無及び数量の確認
エフロレッセンス、錆汁を伴う劣化の有無及び数量の確認

<シーリング関係現地調査確認>

②シーリングの調査レベル

- ア) 調査部位 … 外壁(タイル面)、付属建物壁面、その他
- イ) 調査内容 … 外壁タイル面に関するシーリング材について、汚れ、ひび割れ、剥離、変浮き、膨れ等の状況、不具合の有無を調査した上で、写真等で総合的に劣化状況を確認できる報告書を作成する。
- ウ) 調査方法 … 目視、触診による。

③試験機材等による現地サンプリング調査

- ア) 壁面タイルの付着力試験 … 建研式接着力試験機により壁面タイル接着力を測定する。
(8箇所程度)
- イ) シーリング材物性試験 … ダンベル試験を実施し、シーリング材の物性を測定する。
(8箇所程度)

(3)管理体制

<業務体制>

本業務に係る現場責任者は、仕様書に定める全業務内容を理解し、施行にあたり必要な知識、能力を十分有すること。また、現場責任者を配置し、業務の運営、取締りを行わせるほか、病院担当者との窓口となること。

<スケジュール>

- ① 作業工程表及び業務体制図を作成し提出すること。調査内容等については病院担当者と十分に打合せを行った上でスケジュールを作成し、そのスケジュールに従い実施すること。
- ② 本業務の開始から終了までのスケジュールについては、通常業務に支障をきたすことがないように、病院担当者と十分協議した上でスケジュールを立てること。

<その他事項>

- ① 本業務をスムーズに遂行するために必要に応じて定例会を開催し、病院担当者との意思疎通を図り、定例会毎に乙が協議録を作成し、甲の承認を得ること。定例会の開催日程等については、別途協議を行うこととする。

(4)その他

- ① 乙は、自己の負担において、契約日から平成31年3月31日までに終了し、甲へ引渡さなければならない。
- ② 乙は、調査を行うに当たって、調査場所における甲の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、調査場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。
- ③ 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている調査方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ④ 甲は、乙に対し、調査等を行うために一時的に必要な場所、ユーティリティ(電気、水等)を業務期間内は無償で提供するものとする。
- ⑤ 甲は、調査場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、調査等の中止内容を乙に通知して、調査等の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- ⑥ 前項目により調査の全部又は一部の調査を一時中止した場合において、第1項の規定にかかわらず、調査等の完了日について甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

7. 事故発生時の報告義務

乙は、作業時において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

また、乙の故意又は重大な過失により、機器及び施設等を故障、破損、滅失等に至らしめた時は、乙の責任でもって当該施設等を原状に回復するとともに、これに要した費用並びに当該故障等により甲が被った損害に係る経費は、乙が負担するものとする。

8. 緊急連絡体制の報告

乙は、あらかじめ業務に携わる現場責任者等の緊急連絡体制を甲に報告しなければならない。なお、契約期間中に現場責任者の変更等を含む緊急連絡体制の変更を行おうとする時は、予め乙と協議するものとする。変更等があった時は、速やかに変更内容を甲に報告するものとする。

9. 受託事業者を求める基本要件

- (1) 本業務を開始するにあたり、事前に本院と協議し、作業内容、作業方法、作業日程などを明確化したうえで実施すること。
- (2) 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置できること。
- (3) 本業務を統括する責任者を置き、当該責任者に本業務の指揮監督を行わせ、全体の整合を図りながら業務を遂行すること。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ本院の承認を得ること。
- (5) 本院が保有する、若しくは取得が容易な情報・データについては、必要に応じて提供するが、本業務を遂行する目的外で使用しないこと。なお、本業務完了後は、速やかに本院に返却すること。
- (6) 本院内においては、名札等により身分を明確にすること。
- (7) コンプライアンス(法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティ)の取り組みを徹底すること。

10. 成果物の提出及び検査

本業務を完了したときは、次に掲げる成果物を提出し、本院の検査を受けるものとする。なお、成果物は正本1部・副本4部及び本院が指定する電子ファイル形式とする。

- (1) 業務完了届(任意様式)
- (2) 調査結果報告書
- (3) 調査図面(劣化箇所が明確に確認出来るもの) (参考:別紙 2-1,2-2,2-3 のとおり)
- (4) 写真(各項目、各面 2 箇所程度)

11. その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、本院又は第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本院と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- (3) 本調査等に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。
- (4) 調査等については、病院業務に支障のないように配慮し、計画的に行うこと。また、病院に損傷を与えな

いよう十分な注意を払うように努め、必要があれば納入経路等に養生を施すこと。

- (5) 本仕様書に記載のない事項であっても、甲が事業の遂行上必要と認めた業務について、乙は実施しなければならない。なお、この場合において、事業体制の大幅な変更等が見込まれるときは、別途協議を行うこととする。